

環境省同時発表

平成24年10月22日

ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第8回会合 (POPRC8) が開催されました

10月15日から19日にかけて、残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約による規制対象物質について検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」(POPRC)の第8回会合がスイスのジュネーブで開催されました。

本会合では、ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)について、建築用のビーズ法発泡ポリスチレン及び押出發泡ポリスチレンに用いるHBCDの製造及び使用を適用除外とした上で、廃絶対象物質へ追加すること(附属書A掲載)を締約国会議に勧告することが決定されました。

また、塩素化ナフタレン(CN)その他3物質について、規制対象物質への追加に向けた検討をさらに進めることが決定されました。

次回会合は、平成25年10月に開催される予定です。

1. 背景

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」は、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル(PCB)、DDT等の残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)の製造及び使用の廃絶といった規制に関する条約です。

条約対象物質への追加について検討するための検討委員会(POPRC、我が国の北野大 明治大学教授を含む各国の31名の専門家より構成)においては、新たに各国から提案された物質について、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討(リスクプロファイル)、③リスク管理に関する評価の検討プロセスを経て、締約国会議(COP)への勧告を行います。

COPでの決定の後、各加盟国は、対象物質について、国内法令(我が国は化審法等)で製造、使用等を規制することになります。

2. 今回の会合での決定内容

(1) 条約対象物質への追加

ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)(提案国:ノルウェー)

【主な用途】難燃剤

POPs条約上の位置づけ(「廃絶」又は製造等の「制限」)の特定について審議し、建築用のビーズ法発泡ポリスチレン及び押出發泡ポリスチレ

ンに用いるHBCDの製造及び使用を適用除外とした上で、廃絶対象物質へ追加すること（附属書A掲載）を締約国会議に勧告することが決定されました。

（2）条約対象物質としての検討

① 塩素化ナフタレン（CN）（提案国：欧州連合）

【主な用途】エンジンオイル添加剤、防腐剤等※

リスクプロファイル案を審議し、塩素数2～8の当該物質が長距離移動の結果重大な悪影響をもたらすおそれがあるとの結論に達し、リスク管理に関する評価案を作成する段階に進めることが決定されました。

② ヘキサクロロブタジエン（HCB D）（提案国：欧州連合）

【主な用途】日本での用途は不明※

リスクプロファイル案を審議し、当該物質が長距離移動の結果重大な悪影響をもたらすおそれがあるとの結論に達し、リスク管理に関する評価案を作成する段階に進めることが決定されました。

③ ペンタクロロフェノール（PCP）とその塩及びエステル類

（提案国：欧州連合） 【主な用途】農薬、殺菌剤

前回の会合（POPRC7）で、PCPとその代謝物であるペンタクロロアニソール（PCA）の関係について、さらに科学的知見を収集することとされたことを踏まえ、日本からPCPからPCAへの変換に関する文献調査結果と現在実施中の試験について説明を行いました。議論の結果代謝物としてのPCAがスクリーニング基準を満たすとの結論に達し、ペンタクロロフェノール（PCP）とその塩及びエステル類についてのリスクプロファイル案を作成する段階に進めることが決定されました。

④短鎖塩素化パラフィン（SCCP）（提案国：欧州連合）

【主な用途】難燃剤

改定版リスクプロファイル案を審議しましたが、議論が収束しなかったため、リスク管理に関する評価案を作成する段階に進めるかどうかについて2015年のPOPRC11で再度議論することとし、それまでに新たな科学的知見を収集してリスクプロファイル案を改訂することとされました。

※我が国においては、塩素数が3以上の塩素化ナフタレン及びヘキサクロロブタジエンについては化学物質審査規制法の第一種特定化学物質に指定済み。

3. 今後のスケジュール（予定）

2013年（平成25年）5月に、第6回締約国会議（COP6）の開催を予定しています。また、次回会合（POPRC9）は、2013年（平成25年）10月に開催される予定です。

【参考】関連するホームページ

経済産業省関連情報ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html

POPs条約ホームページ（英語）

<http://www.pops.int/>

（本発表資料のお問い合わせ先）

製造産業局化学物質管理課長 三木 健

担当者：田村、枝

電 話：03-3501-1511（内線 3691～5）

03-3501-0080（直通）